

<対策のポイント>

東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地域の復興に不可欠な堤防、護岸、胸壁、陸閘、水門等の海岸保全施設の整備を推進します。

<政策目標>

- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 東日本大震災の被災地において、地方公共団体が策定した、農山漁村地域整備計画に基づき、海岸保全施設の整備を行い、農山漁村地域の防災力の向上を図ります。また、これらと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。

実施地域：岩手、宮城、福島、茨城、千葉

2. 国から県又は市町村に交付金を交付し、県及び市町村は自らの裁量により地区ごとに配分できます。また、県及び市町村の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

東日本大震災の被災地において、津波・高潮等から人命・財産等を守るため、海岸保全施設の整備を行い、被災地における災害に強い地域づくりを推進する。

【東日本大震災被害状況】



【東日本大震災からの復興状況】



【お問い合わせ先】

制度全般に関すること
事業全般に関すること

農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
農村振興局防災課（03-6744-2199）
水産庁防災漁村課（03-3502-5304）